

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

巻頭言「専務理事就任に当たって」／堀内生太郎	1
2003年度事業計画： 基本方針と重点実施事項	2
TOPICS 1 助成財団から見た公益法人制度改革案の問題点	4
TOPICS 2 アンコール・ワットを掘る	6
Report 9 異論・助成財団経営論	8
北から南からー会員財団だよりー	10
インフォメーション／編集後記	12

巻頭言「専務理事就任に当たって」 皆様の期待に応える センターの運営を目指して

(財)助成財団センター 専務理事 堀内生太郎



このたび理事会のご推薦により、浅村裕氏の後任として私が助成財団センターの専務理事としてセンターの運営に携わることになりました。超低金利下にあつて財団運営はきわめて厳しい局面にあります。その反面、多様化する市民活動の高まりもあつて、助成財団に対する社会の期待はますます大きくなっています。助成財団センターの社会的役割を考えると、私は職責の重さに身の引き締まる思いであります。

助成財団センターは1988年、①助成財団等に関する資料・文献等の収集や閲覧、②情報提供等の事業を通じて助成を求める側と助成する側とを結び、③民間助成活動に対する社会的理解を促進し、社会に対して助成財団の役割や意見を積極的に発信するために設立されました。非力ながら私は、この財団設立の趣旨に立ち返り、会員の皆様方のご期待に沿うような活動を推進してまいりたいと考えております。

2003年度事業計画は、去る3月20日開催の理事会および評議員会において審議され、次頁に掲載のとおり決定されました。これは公益法人制度改革、助成財団とNPOの協働など、新しい社会の動きに対応して、助成財団センターが現在果たしている役割、そして果たすべき役割について約1年をかけて事務局で検討し、まとめたものであります。

率直に申し上げますと、財政基盤の弱い当センターの運営につきましても、かなり厳しいものがあります。本年度の事業を遂行するに

当たっては、部会の運営や会議室の借用など、これまで以上に会員各位のご支援を必要とすることも多くなるかと存じます。私自身、積極的に皆様方のご意見を伺いながら、助成プログラムに関する日本の情報センターとして、助成に関する情報を幅広く収集して、助成財団と事業や研究への助成を求めている多くの人たちに有益な情報を提供するだけでなく、助成財団の間で知識や経験の交流を深めるためのネットワークの拡大に努め、拙速をいわず社会情勢の変化に対応することを念頭においてセンターの運営に当たる所存でございます。

そのためにも、まずセンターと会員財団とのコミュニケーションを重視し、会員財団に対するサービスの強化に努めることが基本であり、助成財団にとって日頃最も関心の高いテーマに関するワークショップの開催やそれぞれの専門的な分野ごとの研究活動、また会員財団に対する広報機能や相談業務の充実などには、特に重点を置く必要があると考えております。

幸い、センターには実務経験に通じた事務局スタッフが揃っております。センターの社会的な役割の重要性につき一層の認識を強め、事務局一同が一致協力してこの難局を乗り切つて、今後の活動を展開してまいりたい所存であります。

今後とも、会員各位をはじめ皆様方の温かいご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

助成財団センターの2003年度事業計画 基本方針と重点実施事項

2003年3月20日に開催された助成財団センターの理事会と評議員会において、今年度の事業計画が承認されたので、その概要をお知らせする。

助成財団センターは、1988（昭和63）年に設立以来、日本の民間助成財団の情報センターとして、会員財団と助成を求めている多くの人たちに、助成財団とその助成プログラムの詳細な情報を提供するとともに、社会発展のために助成財団が果たしている役割を社会に訴えてきた。

その一方で、長引く超低金利政策による資産運用益の低下によって、センターの財務運営は、事務所の移転や一般管理費および外注経費節減による経費圧縮の努力にもかかわらず、きわめて厳しい状況が続いている。

センターとしては、昨年に続いて事業の抜本的見直しを行うとともに、センター設立の原点に立ち返って、会員財団がセンターに期待する基本的役割を再確認し、会員財団や社会の期待に応えるための基本的事業に絞り込んで重点的に取り組んでいきたい。

1. 助成財団センターの基本的役割

- (1) 日本の助成型財団に関する資料の収集整備と助成事業に関するデータベースの構築
- (2) 助成を求める人たちへの助成情報の提供
- (3) 助成財団相互の情報交換・連携による助成事業の質的向上

2. 2003年度のセンター運営基本方針

- (1) センターと会員財団とのコミュニケーションの重視

- (2) 会員財団に対するサービスの強化
- (3) 助成財団のセンター組織としての社会への情報発信
- (4) センター内部業務の効率化

3. 2003年度の重点実施事項

- (1) 公益法人制度改革問題に関する会員財団への情報提供と、助成財団のセンター組織としての提言活動

昨年3月から始まった公益法人制度の抜本的改革については、現在内閣官房行革推進事務局と政府税調が纏めた素案が最近報道され、非営利法人設立の準則主義を軸とした新しい公益法人制度と税制の枠組みが明らかとなった。

本年度は論議の内容が、税制のほか助成財団の日常活動に密接に関係する法人組織運営上の具体的な諸問題に及ぶと考えられるので、抜本的大綱（仮称）発表後のフォローアップとして、

- ① 財団法人そのものの制度面の存在意義、優遇税制（寄付税制）の確保、社会貢献性の判断基準と認定方法の明確化などの重要な課題について、積極的に提言を行う、
- ② 制度改革上の重要な諸問題に関しては、必要に応じてただちに会員有志の懇談会を開催し、助成財団独自の立場からの意見集約を行う。

- (2) 社会に対する助成情報の提供

助成を求めている人たちが、助成財団の助成プログラムと助成記録の検索

が容易にできるよう、センターのホームページ・ページのデザインを一新して、インターネットによる情報提供を更に推進するほか、センターの主な出版物についても次のように内容の充実を図る。

- ① 『助成団体要覧—民間助成金ガイド』に、企業の社会貢献部門による助成や地方公共団体の助成に関する情報などを加える、
- ② 『助成財団—募集要覧』の内容を改定し、標準的な応募申請書類の雛型、記入上の注意事項、応募上の心得、募集→審査→決定のスケジュールなど応募者の立場に立った参考・案内ガイドとしての部分を加える。

- (3) 企画委員会の開設と定期的な開催

昨年までの『企画・編集検討委員会』を改組し、新たに『企画委員会』として、センターの事業企画能力の向上と迅速な対応を図り、常任委員会に対する補佐機能をより充実させる。

- (4) 部会（または分科会）・ワークショップの開催

- ① 従来の定型的な研修セミナーとは別に、専門的な分野やテーマ別に部会（あるいは分科会）、および小人数構成のワークショップを開催して、会員間のコミュニケーションの強化と会員に対するサービスの充実を図る（例えば、「評価」「科研費と自然科学系助成」「企業、企業の社会貢献部門、企業財団の

相互関係」「企業・財団・NPOの協働」など),

- ②これらの部会(あるいは分科会)・ワークショップによる活動の成果を取りまとめて、『会員の集い』における発表・報告につなげる。

(5) 会員財団職員の研修セミナー

従来、実施してきた『初任者研修』『広報関連研修』『情報(IT)関連研修』などの定例セミナーを、一部内容を変えて、本年度も実施する。

(6) 情報整備プロジェクトの推進

センターが保有する約1,000団体の助成事業に関するデータベースは、民間助成事業における貴重な知的財産であり、このデータベースの拡充と維持は当センターの重要な責務である。2001年からスタートした情報整備プロジェクトを、本年度もデータベース作成の省力化を中心として継続する。

- ①会員からの助成決定データの電子情報による提供をさらに促進する、
②データ処理能力の向上とデータベースの保安対策のために、センターのパソコンのグレードアップを行う、
③センターの開発した『ホームページ・バック』の会員財団による採

用を促進するために、昨年に引き続きキャンペーンを行う。

(7) センター広報誌の発行と内容の改善

センターと会員のコミュニケーションや会員サービスの強化は、センターの最優先課題の1つである。本年度は、

- ①オピニオン誌『JFC Views』(A4判:12頁)を従来どおり年4回季刊として発行するが、季刊によるニュース性の遅れという不利をメール通信で補い、『JFC Views』にはオピニオン誌としての特性を一層発揮するようにする、
②昨年8月から配信を始めたメール通信『JFCニュース』を引き続き原則として毎月1回~2回発行し、会員財団にスピード性に富んだ問題提起型の情報・記事を提供する、
③センターの広報媒体の内容向上を図るために、『編集モニター制度』を新たに採用し、モニター員による斬新な発想をセンターの広報に反映させる。

(8) 国内・海外諸団体との交流

助成財団のセンター組織として、

- ①公益法人協会、日本NPOセンター、国際交流センター、国際協力NGOセンターなどの国内諸団体との交流や提携を深め、社会貢献活動の分野での協調をはかる、

- ②CIVICUS、WINGSをはじめ、米国財団協議会、米国助成財団センター、ヨーロッパ財団センターなどとの交流・情報交換を通じて、海外の公益団体の知識と経験を吸収する。

(9) 会員財団に対する相談業務

新規財団の設立や新規事業の開始にあたって、会員の求めに応じて助言する相談業務は、多くの会員がセンターに求めている重要なサービスの1つである。本年度も、

- ①財団の日常業務をはじめ、新規財団の設立や新事業の開始などに関するノウハウを中心に、センターによる相談業務を継続し、併せて新規会員の獲得につなげる、
②また、照会の多い事項をもとに、会員サービスの一環として相談事例集やQ and A集などの作成を検討する。

助成財団センター理事・監事・評議員名簿 (五十音順・敬称略)

(2003年4月1日現在、氏名*印は新任者)

理 事 長	木村尚三郎	トヨタ財団 理事長
専務理事	堀内生太郎*	助成財団センター 専務理事
理 事	石川 睦夫	住友財団 専務理事・事務局長
	石崎 登	三菱財団 常務理事
	伊藤 一秀*	日本経済団体連合会企業・社会グループ長
	岩井 繁明	岩谷直治記念財団 常務理事・事務局長
	太田 達男	公益法人協会 理事長
	蟹江 宣雄*	トヨタ財団 常務理事
	熊谷 康夫	助成財団センター 参与
	佐藤 公彦*	旭硝子財団 専務理事
監 事	出塚 清治	東陽監査法人 代表社員
	野口 親一*	庭野平和財団 事務局長

評 議 員	浅原 保夫*	日本生命財団 専務理事・事務局長
	今西 淳子*	渥美国際交流奨学財団 常務理事
	片山 正夫	セゾン文化財団 理事・事務局長
	金沢 俊弘	キリン福祉財団 常務理事・事務局長
	黒澤 清治	サントリー文化財団 専務理事・事務局長
	桜林 正巳	松下視聴覚教育研究財団 常務理事・事務局長
	館林 成也*	新技術開発財団 事務局長
	田中 皓	損保ジャパン記念財団 専務理事
	二宮 芳雄	上原記念生命科学財団 事務局長
	平本 叔	東レ科学振興会 専務理事
	布施 正人*	車両競技公益資金記念財団 常務理事
	矢口 英一	日産科学振興財団 常務理事・事務局長
	山岡 義典*	法政大学 教授、日本NPOセンター 常務理事

助成財団から見た 公益法人制度改革案の問題点

—社会貢献性の基準の設定は第三者機関で客観的・具体的に—

(財)助成財団センター 前専務理事

あさむら ゆたか
浅村 裕



「公益法人制度の抜本的改革」に関する政府の素案が新聞等で紹介され、その概要が明らかになってきた。そこで、助成財団センター専務理事としてこの問題に関わってきた浅村氏に、政府の素案の問題点と助成財団としての今後の課題を述べていただいた。

1. 新しい公益法人制度(案)の概要

昨年3月の閣議決定に基づき、有識者ヒアリングや一般から提出された意見などを踏まえて、公益法人制度改革を担当する内閣官房行政改革推進事務局と、非営利法人の税制問題を検討する政府の税制調査会の非営利法人課税ワーキンググループがそれぞれ作成した公益法人制度改革の素案が新聞紙上で紹介されている。

現在、報道されている新しい公益法人制度の概要は次のとおりである。

- (1) 公益法人、中間法人などを「非営利法人」として一本化
- (2) 非営利法人設立の準則主義
- (3) 非営利法人に対しては原則課税（社会貢献性のある非営利法人のみ税の優遇措置）
- (4) 税制上の優遇措置を受ける非営利法人のガバナンスの強化と情報公開

2. 政府の素案の問題点

2.1 制度設計上の問題

- (1) 同窓会や後援会などの中間法人と公益法人とをひとくくりにした「非営利法人」という法人類型が設けられたが、中間法人は仲間内の利益を目的とし、公益組織は広く一般社会の利益を目的にするもので、両者の目的・事業が異なるほか、情報開示、解散時の残余財産の帰属など、両者には大きな差異がある。この両者を非営利法人という理由でひとまとめにすることは、法人法制の上で無理がある。
- (2) 公益法人制度改革の対象となる公益組織を公益法人（財

団法人と社団法人）とNPO法人に限定しているが、特別法に基づく公益組織である社会福祉法人、宗教法人、学校法人などは、公益法人の準拠法である民法を準用しているほか、法人のガバナンス、情報公開などの内部規律と社会による監視の必要性の点で、公益法人・NPO法人と差異はない。特別法に基づく公益組織も公益法人・NPO法人と並行して制度改革の対象として取り上げる必要がある。

- (3) 公益法人制度改革の検討で、法制の仕組みと税制が分離されて、別々に検討された結果、内閣府の行政改革推進事務局がまとめた素案では、税制に関わる部分がすべて財務省（税制調査会）にいわば丸投げされ、公益法人制度上の固有の問題である公益性あるいは社会貢献性の輪郭が曖昧で、制度としての改革が中途半端になっている。

2.2 助成財団に関わる問題点と課題

以上のような制度の枠組みに関する問題に加えて、現在新聞紙上で伝えられている新しい公益法人制度の中には、助成財団から見て、幾つかの制度上の問題点と助成財団を含む公益法人が求められている組織のガバナンスの強化という重要な課題がある。

(1) 「社会貢献性」の判断基準

今回明らかになった政府の素案では、準則主義によって設立される非営利法人の中で、社会貢献性を有する非営利法人に対して「登録」手続きを経た上で、税制上の優遇措置が認められることになっているが、非営利法人の「社会貢献性」については、誰が、どのような要件に基づいて判断するのかという肝心な点が、すべて今後の検討に委ねられている。

しかし、公益法人制度上の固有の問題である「社会貢献性」の内容、特に社会貢献性のある事業の領域については、①非



営利法人による社会貢献活動を促進することをその理念とし、②人々の価値観の多様化を反映し、③国民の納得がいく客観的かつ具体的な内容を示さなければならない。したがって、社会貢献性のある事業の領域の具体的な内容については、第三者機関において、広く有識者や研究者の意見を入れて検討することが必要である。社会貢献性の具体的な内容を、税の徴収を主な業務とする税務当局による徴税上の技術論の中で決定すべきではない。

また、登録基準とされている事業の運営実績・運営実態についても、非営利法人の社会貢献事業への参加を促進するために、新しく社会貢献活動を始める非営利団体に対して一定期間の実績を要件とする事業の運営実績主義でなく、アメリカで行われているように、初年度は事業計画のチェックによって非課税の資格を認定し、年度末に提出される税務申告書あるいは事業報告書、決算書によって非課税資格の確認をする制度を取り入れる必要がある。

(2) 財団法人の自律的な事業運営とガバナンス

公益法人の設立許可主義と主務官庁の指導監督という規制によって、事業の運営にさまざまな制約を受けてきた助成財団は、公益法人制度改革に際して、行政による規制の大幅な緩和と財団の自律性と自己責任に基づく事業運営を強く求めてきた。この点について、新しい公益法人制度では、寄付行為の変更、基本財産の取り崩し、財団の合併等について、出捐者の意志を尊重し、財団の自主性に委ねる方向で検討が行われている。われわれ助成財団としては、財団の自律性と自己責任に基づく事業運営を基本とする制度の実現を、重ねて強く希望する。

しかし、その一方で助成財団は、財団の本来の受益者である一般社会に対して責任を負う公益組織として、自律的かつ自己責任に基づく事業運営と併せて、理事、評議員、監事の責任の明示と情報公開の義務を負うだけでなく、財団の利害関係者による告発、監査請求、代表訴訟などの制度の採用も求められている。この点で、財団の事業運営にあたる者は、自律性と自己責任に基づく事業運営と併せて、財団の利害関係者と一般社会に対して常に説明責任を負うことを自覚しなければならない。

(3) 内部留保金の税制上の扱い

非課税である内部留保金を用いて営利法人と競合する経済活動を行ったり、内部留保金が役職員の給与やフリンジベネフィットという形で実質的な利益配分となるのを防止するために、現在、一定の額を超える内部留保金に対して課税する案が検討され政府税調の素案では内部留保率30%ということが報道されている。しかし、現在、金融資産の運用益をもって事業費にあてている助成財団では、運用している金融資産の利金の支払いが年間1回ないし2回の特定の時期に集中す

ることが多く、毎月定常的に支出する事業費や管理費を支弁するために、年間経費（事業費および管理費の合計）の30%を超える内部留保金を必要としている例が現実にある。

このような助成財団の実情からみて、現在報道されている30%の内部留保率では正常な事業運営に支障をきたす恐れがある。したがって、内部留保率については公益法人の実情に合わせて弾力的に適用することが必要である。

参考までに、アメリカで非営利団体の評価基準として定評のある BBB Wise Giving Alliance の評価基準では、内部留保額について年間事業費、管理費の総額の2倍以内は妥当としている。また、NPO に対して厳しいと言われている American Institute of Philanthropy の基準を見ても、事業費、管理費合計の3年分の内部留保金は妥当な水準と判定している。

(4) 事業費支出ルール (Pay out) の採用

助成財団は、その収入の大部分を助成金として個人や団体の行う社会貢献事業に提供することを社会から期待されている。このような助成財団に対する社会の期待は、たとえばアメリカでは、財団の可処分総資産額の最低5%を事業費として支出することが、税制上の優遇措置を受ける条件の1つとなっている。

日本の助成財団が社会の発展に寄与する組織として社会の信託と税制上の優遇措置を得るためには、この Pay out ルールを制度として採用する必要がある。

3. 公益法人(登録法人)と行政の情報公開

公益法人の運営が、従来の行政による指導監督に基づくものから、法人の自律性と自己責任による運営に変わっていく以上、法人の事業のチェックは事後チェックに転換することは明らかであるが、特に社会貢献性をもって税制上で非課税となる公益法人の場合は、納税者を代表する一般社会に対して、当然のことながら、説明責任と情報公開の責務を負う。

公益法人の説明責任と情報公開を現実に有効なものとするためには、公益法人自身による情報公開だけでなく、現在主務官庁が公益法人に提出を求め、一元的に保有している経理や財務に関する定型化した報告書を一般公開する必要がある。

この民間と行政の情報公開によって公益法人の事業運営に関する基本的な情報が公になり、その内容を民間の非営利団体や研究機関がチェックすることが可能となれば、現在の公益法人や将来の登録法人に対する社会のチェック機能が有効に働く。このことは、行政の管理監督に代えて公益法人の本来の受益者である一般社会に公益法人の監視を委ねることであり、「小さな政府」を目指す政府の行政改革にも沿うものである。

アンコール・ワットを掘る

—自前発掘とカンボジア人保存官の養成—

上智大学アンコール遺跡国際調査団長

いしざわよしあき
石澤良昭



上智大学アジア人材養成研究センターのプロジェクトチームによるカンボジアのアンコール関連遺跡の発掘調査では、最近になって文化的にも価値の高い仏像が多数発見され、世界的に話題となった。助成財団センターの「2002年度会員の集い」が昨年12月3日、東京・大手町の経団連会館で開催された際、上記調査団の責任者である上智大学教授石澤良昭先生をお招きして、アンコール遺跡発掘調査の現状についてご講演いただいたので、その一部をご紹介します。

カンボジア内戦とアンコール・ワット

カンボジア西北部のシェムリアップ市の郊外には世界的に有名なアンコール・ワットをはじめ、主要な遺跡62か所があり、ちょうど東京23区ほどの広さである。そこは約600年にわたりアンコール朝の首都であったところで、各時代の王たちが篤信の証しとして、たくさんの寺院・僧院・祠堂・貯水池・石橋などを造営してきた。

カンボジアは1970年3月からロンノル政権下で内戦に入り、1975年4月成立のポル・ポト政権は鎖国、そして1979～1989年まで11年にわたり、さらに内戦が続いた。政治的に対立する三派連合政府（シアヌーク派、ソンサン派、ポル・ポト派）や実効支配中のヘンサムリン政権が併立していたが、対立する両政権とも遺跡の保護と救済活動には同意していた。筆者は地雷の危険があるにも関わらず遺跡修復という錦の御旗を掲げて、カンボジア人作業員とともに毎日遺跡を駆け回っていた。そのとき、アンコール・ワットの幅200mの環濠内は稲田となっていた。

鎮魂を込めたアンコール遺跡の保存修復の手伝い

アンコール・ワットをはじめ、これらの文化遺産はカンボジア民族の誇りと伝統の象徴である。その保存修復と維持は、そこに住む人たちの手でなされることが必要であり、理想とされている。この民族の固有な文化遺産を世界に向かって説明できるのは、誰よりも現地に暮らすカンボジアの人々である。

しかしながら、カンボジアではポル・ポト政権の時代（1975～1979）に現地の遺跡で働いていた保存修復の保存官約36名が、ほとんど不慮の死に追いやられてしまった。遺跡調査・保存修復する専門家が、ゼロになってしまったのである。個人的なことを言わせていただければ、1961年から一緒に働き、遺跡の保存と研究を誓っていた筆者の仲間のカンボジア人保存官や親しい友人たちが無念な思いを抱き、死んで

しまったのである。遺跡修復に筆者を駆りたてるものは、彼らに対する鎮魂への思いである。なぜ私が、また、私たちの調査団がカンボジア人の遺跡修復のための保存官（コンサベーター）を養成するのか、という理由をご理解いただけたと思う。

アンコール遺跡の保存修復事業がカンボジアの人たちにとって精神的復興の一助となり、内戦の混乱から自負と自信を取り戻す1つの契機になってもらうことを願ってきた。そして、観光活動等により得られた経済的収益は、その国（地元）に還元され、経済的自立と地域発展の一助にされなければならないと考える。

カンボジア人保存官養成プロジェクト

私はアンコール遺跡を自然の猛威による破壊から救済するため、1980年8月にシェムリアップへ入り、国交がないにも関わらず、ボランティアとしてお手伝いを行ってきた。それが後に上智大学アンコール遺跡国際調査団につながり、日本として初めて民間の有志により遺跡の保護活動を開始した。それまでの上智大学、ユネスコ、フランス極東学院、ワールドモニュメントファンド、インド考古局の枠組みを、国際協力版に切り換える遺跡救済国際会議が、1994年に東京で開かれた。それ以来、プノンペンもしくはシェムリアップにおいて日仏両国大使およびユネスコの主催による「アンコール遺跡国際調整会議（ICC）」が続いている。

現在、日本からは政府アンコール遺跡救済チーム（JSA）および上智大学アンコール遺跡国際調査団が保存修復工事と調査研究活動を実施している。しかしながら、カンボジアが平和になったからといって、すぐに保存修復の仕事が始められるわけではない。

専門家が不在になってから4分の1世紀の歳月が流れ、カンボジア人保存官養成プロジェクトを開始して13年目にしてやっと、新進気鋭の保存官候補者が成長し、2003年3月には博士号を取得した保存官第1号が出ることをご報告申し上げ



げたい。

カンボジア人保存官養成プロジェクトは、平和のきざしが
見えてきた1990年3月から始まった。それは考古発掘調査と
保存修復を指揮できる将来の遺跡保存官および中級レベルの
技術を持った技官と石工の養成の三本立てで組み立てられ、
現在も続いている。

ブノンペン王立芸術大学考古・建築両学部の学生の現場
研修は、調査団が担当しているバンテアイ・クディ遺跡にお
いて実施されている。1995年から、両学部の学生10名から5
名を選び、彼らは毎年3月・8月・12月の調査団の調査・研究
活動に参加し、日本人の考古・建築の先生方から、より実践
的な現場実習の指導を受けてきた。これらの学生は、1991年
に芸術大学が再開されると同時に入学してきた学生たちであ
った。上智大学では、彼らが合宿して講義を受け、出土品の
処理や図面作成ができるアンコール研修所（2階建て、約290
㎡）を1997年8月に建設した。

芸大卒業生を研修生として採用し、彼らはこの研修所に出
勤して考古・建築などの課題をこなし、引き続き日本人の先
生方から指導を受けてきた。それまで実習を受けた研修生の中
から8名が選抜され、文部科学省の政府奨学金または民間財
団の奨学金を受けて上智大学大学院地域研究専攻で学位を取
得する。彼らは修士・博士両課程において、カンボジア人の
立場から自国のアンコール遺跡研究についてユニークな学
位請求論文を提出している。

カンボジアの歴史を塗り替える大発見

私たちの調査団は、1992年から仏教寺院遺跡バンテアイ・
クディ（12世紀末建立、アンコール・ワットから東北へ約6
km）を研修場所として選び、発掘（考古学）と保存・修復
（建築学）の現場実習を現在も続けている。

そうした考古発掘実習を始めて10年目にあたる2001年3月、
偶然にもこの境内から106体の仏像が発掘された。さらに、
同年8月には167点の仏像とその破片が出土した。加えて座仏
が四面に1,008体刻まれた千体仏石柱も発見された。埋仏の時
代は11～13世紀であり、大部分が12世紀後半からのパイヨン
美術様式に属し、三重のナーガ（蛇神）の胴体上に鎮座した
典型的なアンコール仏である。

発掘状況から考察すると、深さが地上から約2m、底面一
辺が約2mの四角の穴が掘られ、底面の中心部に小仏や頭部
など破片が集められ、その外側に胴体など大型の石仏が埋め
られ、そして土砂をかけながら突き固められたことが判明し
ている。これらの廃仏は埋められる前に頭部と胴体が切断さ
れたらしく、同一個体に復元できるものは多くない。しかし
ながら、これら埋仏は約800年にわたり温度も湿度も一定で
あったため、保存状況はきわめてよく、高貴で美しい尊顔を

拝むことができた。

2000年8月に発掘の小仏1体を合わせると、合計で274体が
発見されたことになる。1860年、フランス人博物学者アン
リ・ムオのアンコール遺跡再発見の報告から140年あまり経
ったが、今回のように274体もの大量の廃仏と千体仏の石柱
が発見された例はない。

アンコール王朝疲弊の通説を覆す

なぜこうした廃仏事件が起こったのか？ ジャヤヴァルマ
ン7世（1181～1219頃）は、アンコール王朝の中で最も多く
の寺院を建設し、空前のアンコール王朝の栄華を造り出した
偉大な王である。王は強権を発動してそれまでのヒンドゥー
教を退け、仏教を国家鎮護の宗教に据え、立国の思想を変更
した。一種の宗教改革であった。ジャヤヴァルマン7世の逝
去後、1220年頃登位したインドラヴァルマン2世も、仏教徒
もしくは仏教を容認していた王であった。ところが、その次
に即位したジャヤヴァルマン8世（1243～1295）は、シヴァ
神を篤信していたと思われる。その結果、この王の統治下
において反仏教運動が起こり、仏像狩りが行われたのであ
らう。王位継承などをめぐる権力闘争をきっかけに、シヴァ派
もしくはヴィシュヌ派の人々が国内の仏教寺院の仏像を打ち
壊し、捨てたのではないだろうか。

アンコール研究の泰斗フランス人G. セデスは、インド系宗
教の特徴として、①諸派の混淆的傾向、②ヒンドゥー教と仏
教がどこにあってでも平和裡に共存していたと指摘してきた。
ジャヤヴァルマン8世は仏教を信奉してきた前2代王の残余勢
力と闘い、勝利して登位したのであろう。

これまで100年余にわたり、フランス人研究者たちにより
組み立てられた通説は、ジャヤヴァルマン7世の40年間にわ
たる寺院建設のせいでアンコール王朝が衰退し、15世紀にな
ってアユタヤ朝に滅ぼされたというものであった。今回の発
掘は、アンコール王朝が疲弊するまま衰退したという通説を
覆す大発見となった。

今回の大量の廃仏発見で、ジャヤヴァルマン8世の統治下
でもそれなりに通常の政治が機能し、国内の繁栄が維持され
ていたことが明らかになってきた。1296年にカンボジアを訪
問した中国人周達観による『真臘風土記』の記述にも、王朝
の危機的ようすは描かれていない。

これらカンボジアの国宝の大発見は、地道な10年にわたる
カンボジア人保存官候補者の研修最中の出来事であり、彼ら
の手で発掘されたことを喜ぶたい。筆者たちの研修所が掲げ
る国際協力の哲学は、「カンボジア人によるカンボジア人の
ためのカンボジアの遺跡保存修復」である。今回の大発見は、
まさしくこの哲学を現場で実践した成果であると言わねばな
らない。

異論・助成財団経営論

—助成財団苦難の時代の悩み—



(財)助成財団センター

参与 みやがわもりひさ
宮川守久

本稿は、筆者が企業から企業関連財団に移って8年、日頃悩んだり、戸惑ったりした中で体験的な助成財団論である。要は、従来財団活動上の基本原則と言われてきたことの背景を考え、その意図された目的を見極めた上で、“時代の流れに応じて読み替えていく必要性”を強調するために、あえて異論を唱える次第である。



1. 企業の論理と財団の論理は別物

筆者が企業から企業関連財団に移った際に、まず先輩方から、“そもそも財団活動に籍を置く上での第1の心得は、まず企業人意識の払拭にある”との助言をいただいた。

“企業の論理と財団の論理は別物”という殺し文句と、今までのようなチャレンジ目標の喪失感により、ついつい百年一日の如き先例遵守のぬるま湯的な経営に陥りがちなのは、筆者ひとりの経験ではないだろう。

果たして、“企業的な思考は、すべて、反財団的”なのであろうか。現在、公益法人のあり方として問題となっている「ガバナンス、リーガル・コンプライアンス、説明責任、情報公開」等については、企業の先例が手本になることも多い。また、アメリカの財団で活躍している人たちには、企業やウォール街出身者が少なくない。彼らは、最近話題の財団活動の業績評価、寄付者に対する助言サービス、財団組織運営上の効率性、募金活動の手法、目標管理などについて、MBAコースで習った市場戦略論、組織論、事業評価論などを下敷きとし、これに企業の現場経験を加え、今までのキャリアを踏み台として大いに活躍している。理事長以上の高給をとる大手NPOの運用責任者、NPOを評価査定するNPO、NPOに人材を派遣・紹介するNPO、一般個人が寄付をする際に助言をするNPOなどでも、前職企業における経験・ノウハウがフ

ルに活用されている。要は、企業における知識・経験が、財団活動においても十分通用し、活用できるということである。

アメリカで企業人が財団活動に飛び込む最大の理由（そうして企業人と財団人の最大の違い）は、今までは“最大の利益を挙げるために力を尽くしてきた”が、今後は『なにか社会の役に立つこと、それを直接肌で感じられる仕事』に、自分の持てる知識や経験をつぎ込みたいという“強い思いや意欲”ではないだろうか。

2. “親企業は金を出す、口を出さない”のが理想

財団の場合には、従来「法律上の立場としての独立性」と「実務上の運営」についての混同があったように思う。確かに資金提供者が、事業運営について一切口出しをしないことほど、気楽なことはない。しかしながら、企業と財団の間に高い壁をつくり、できるだけ没交渉の楽園をつくるのが、果たして本質的に必要なのだろうか。独立性が理念的に強調されるあまりに、かえって企業内部の人々と財団との距離を広げ、財団の孤立化を生み出してはいないだろうか。

募金のための大キャンペーンを行う、寄付者（資金提供者）からは厳しい注文や評価がつく、これに対する説明責任を尽くす、これらの“せめぎ合い”の中に進歩が生まれ、健全性が保たれる。これが、アメリカ

流の発想である。

最近アメリカでは、出捐者の選択や意思がいかに実現されるかという点が注目されており、出捐者の意思の尊重に関する新判例も出された。出捐者の抱く大義をいかに実現するか、この辺が西欧には個人財団や家族財団が多い一因でもあろう。

一方日本では、財団活動に関する社会的な認知度がまだまだ低い。企業財団の場合も、身内の企業内部関係者や従業員ですら財団活動の詳細を理解しておらず、まずもって企業内PRの必要性を痛感したのは、筆者ひとりではないだろう。

さらに、「企業の存続性」さえも脅かす昨今の深刻な日本経済の状況下では、“限られた人・物・金・情報・ブランドの経営資源”を合理的、かつ効果的に利用するためには、企業本体と財団が相互に連携し、共通の戦略思想の下で真の意味の共生を図ることが不可欠となる。

これは、決して財団活動が“企業の言いなりになる”ことを意味するものではなく、また「法律上の財団の独立性・自立性」を阻害するものでもない。むしろ、財団責任者は、企業全体の社会貢献活動の推進や良き企業市民としてのビジョン策定について、社会貢献活動のプロとして影響力を及ぼし得る立場にあり、これに積極的に助力すべき責務があると思う。

要は、企業本体と積極的なコミュニ

ケーションと十分な信頼関係を保ち、企業側の意見にも謙虚に耳を傾けながら、極力財政的な支援は引き出し、かつ自ずと企業本体と財団の間には一線を画して「財団の自立性」は保持する。

これができるかどうかで、財団責任者の力量が問われる時代なのであろう。

3. 陰徳を積むをもってよしとす

日本では、昔から「陰徳を積む」をもってよしとする風潮や美意識があった。個人の行為においては、匿名の“足長おじさん”による社会貢献活動は、相変わらず美談になり、本人の信条の問題として許されるだろう。

しかしながら、今やフィランソロピーが市民社会における不可欠な活動となった以上、「社会の公器」としての企業や財団が、“陰徳の域に止まって、足長おじさんを決め込むこと”は、社会的に許されないだろう。むしろ企業や財団経営の透明性の見地から、“陽徳”として株主・従業員・顧客をはじめ、世間一般の納得のいく開示や説明を行うことが求められる時代になっている。また、このように“積極的に陽徳をPRするプロセス”を通じてこそ、世の中に社会貢献の気風が広がっていくものと思われる。

アメリカでは、地域における企業の社会貢献活動に際しては、胸を張って企業名を明示しており、その結果が企業の営業活動や利益に貢献するのは当たり前という風潮がある。また、企業の社会的責任を果たす一環として、販売戦略に直結した Cause Related Marketing も堂々と行われている。それがさらにもう一步進めば、企業とNPOの境界は限りなく近接して（たとえば、“Newman's Own”を創始した俳優ポール・ニューマンのように）、『大いに稼いで利益は全額寄付することを目的とした企業活動』を目指す社会的起業家の活動分野が開けてくるわけである。

4. 基本財産の維持は鉄則

民法34条の規定に基づいて設立され

た現行の財団法人は、醸出された財産自体に法人格が与えられたものであるから、基本財産が持つ意味はきわめて重要である。したがって、主務官庁は法律上の規定にはないものの、公益法人の指導監督基準に関する閣議決定に基づいて、基本財産の維持につき厳しい指導監督を行っている。

しかしながら、この基本財産の全額を後生大事に維持するために、現在のような超低金利時代において財団活動が思うようにできないことが、果たして制度本来の趣旨にかなうことなのであろうか。

ドイツやフランスでは、「本来意図された事業の円滑な実現に必要と判断される額の資産があること」が、公益財団承認上のポイントとなっている。したがって、事業活動に必要な資金としては相対的なものであり、日本の基本財産のように絶対的・固定的なものではない。

アメリカの場合には、市況によって年々変動する時価ベースの正味総資産が中心であり、「特定事業のために、使用方法が特定された基金」という色彩が強い。

日本のように、目的とした事業の実現のために資金が必要な場合でも、金額的な維持を絶対的な縛りとするのは不合理である。アメリカでは、株式市場の低落の中で、“現下の情勢では財団として永久的に存在すること自身が、必ずしも価値あることではない”という判断に基づいて、助成内容を拡充して今後15年間で全資産を使い切ってしまう方針を固めた例さえある。

今回の公益法人制度改革においても、財団側は「社会のために役立てるという自発的な意思に基づいて設立された財団が、社会の変化に対応して事業活動を展開していくためには、事業内容の修正や基本財産の取り崩しをもっと弾力的に行う必要がある。そのためにも、財団の自己責任による自主性と自律性が尊重されるべきである」と

いう点を主張している。

5. 企業収益の変動に関係ない助成レベルの保持が、財団の本質

財団による助成と企業による直接の助成プログラムを比較する場合に、“企業のように収益の変動に左右されることなく、一定の助成レベルを保持できること”が、財団の持つ本質的な効用として取り上げられる場合が多い。

高金利に恵まれていた時代の巨大なストック型財団ならばいざ知らず、日本の一般的な企業財団は、多かれ少なかれ母体企業からのフローに頼らざるを得ない。ことに、年々の収入を各種の補助金、助成金、寄付金、会員会費に主として依存しているフロー型財団は、昨今の深刻な景気の低迷により、致命的な影響を受けている。したがって、“収益変動の影響を受けない調整弁的な機能”と言ってみても、しょせんは限定的なものになってしまう。

この意味では、限られた経営資源をもとに、“企業と財団が表裏一体となって、それぞれの特質を生かし、相補いながら助成レベルの維持に努めること”が不可欠である。

一方、アメリカの企業財団には、企業の社会貢献部門を切り離し、独立させたタイプのものが少なくない。この場合は、財団の資産は比較的少額で、収入源を主として企業からの毎年の寄付金に依存している、いわゆる“通り抜け財団(Pass through Foundation)”である。このような財団では、企業が大きな収益を上げた年には、がっばり寄付を頂戴し、収益が上がらぬ年には減額された寄付金で我慢して、これを長期的に平均化して年々の助成ファンドとして利用するわけである。

その結果は、財団が“企業自身の社会貢献ファンドを一時的にプールして平準化する中間貯水池の機能”を持つことになり、企業の内部事情的な要素が少なくない。

瀬戸内海の再発見

財団法人 福武学術文化振興財団
事務局長 島内行夫

福武学術文化振興財団は、1985年、株式会社福武書店（現ベネッセコーポレーション）の創立30周年を記念し、学術と文化の発展に寄与することを目的として設立された財団法人である。以来、歴史学・地理学の分野における自然科学的研究や学会・研究集会の開催、国際交流に対する助成を主要事業として活動を続けてきた。

当財団ではこのほど2000年に実施した創立15周年記念事業の報告書を刊行した。この記念事業は『瀬戸内海に関する研究』を共通テーマとし、歴史的、地理学的観点からのさまざまな研究に対し助成を行った「研究助成」と、瀬戸内海の直島で有識者の方々の参加の下、開催した「公開座談会“瀬戸内海の再発見”」の2つの活動からなっている。今回発行した記念誌は、その研究報告論文と公開座談会の記録をまとめ、掲載したものである。

当財団にとっても初めての試みであった記念事業ではあるが、助成を行った方々の質の高い研究のおかげもあり、記念誌も学会関係者等各方面からたいへん好評であった。

今後はこの成功を受け、20周年に向けた新たな企画を検討しながら、現在の事業においても、学際的、国際的な研究に対する助成や、地域社会と連携した講演会等にも積極的に取り組んでいく所存である。今後ともご指導、ご鞭撻をお願いしたい。



瀬戸内海の直島で有識者による公開座談会を開催

環境の世紀に使命を新たに

財団法人 自然保護助成基金
専務理事 岡本寛志

自然保護助成基金は本年4月、創立10周年を迎えた。最近では、自然保護の分野で助成を行う財団はいくつもあるが、設立当初はユニークな助成財団であるといわれていた。

当財団の1つの特色は、当初より公募の助成を「プロ・ナトゥーラ・ファンド」の名の下に、財団法人日本自然保護協会との共同事業としていることである。

同協会が窓口となって募集・受付・審査・報告書作成を含め事務を分担し、当財団は資金の提供・配布のみを行うことにより、最少の人員で運営している。

10年間の助成実績は、270件・3億3,500万円に達しているが、200件に及ぶ国内の助成については、ここ10年間のわが国の主要な自然保護運動のほとんどすべてに、なんらかの形で関わってきた。

したがって、助成先のリストを見れば、日本の自然保護の歩みが分かるというのも、あながち誇張ではないと自負している。しかも、その多くが自然を破壊する開発事業を中止や変更に追い込む、という顕著な成果に少しでも貢献できたことで、真に有意義であったと考えている。

一方、海外助成はプロ・ナトゥーラ・ファンドの発足当初、まず国内優先の予定でいたが、ふたを開けてみると、途上国などに大きなニーズがあり、今では国内の調査研究、活動両部門とともに1部門として、ほぼ3分の1のウエートを占めており、10年間で助成先の国籍は18か国に及んでいる。

今「環境の世紀」を迎えて、私どもの役割もまた一段と高まるものと、新たな使命感に燃えている次第である。

継続は力なり

財団法人 軽金属奨学会
事務局長 藤井善三

2月17日、日本経済新聞は研究論文の被引用回数の分析に基づき、日本の研究者の活躍状況を報じた。金属材料の分野でも、東北大学の井上明久教授、九州大学の堀田善治教授がそれぞれ世界で第2位、第3位を占められ、両教授とも軽金属奨学会の助成金を活用されている先生方だけに、感慨も一入である。

当財団は、その名のとおり軽金属研究の奨学助成、ひいては軽金属工業の発展に資することを目的としている。

主な事業に、設立以来の「教育研究資金・研究補助金」がある。研究成果の公表を条件に、少額ではあるが毎年継続して交付することが前提、国内大学の軽金属研究室のほとんどが対象になっている。換言すれば、軽金属研究者の裾野を広くする事業である。一方には、山をより高くする事業とも言える「課題研究」（2年間で1,000万円助成）がある。昨今は10倍を越える競争率で、特に若手研究者が歓迎される。

1955年、当財団は軽金属業界の中堅企業・東洋アルミニウム株式会社の25周年事業の一環として設立された。業界発展のためには、その根基を培うことが急務とされた時代である。当然、事業の対象が軽金属に限られた結果、軽金属研究者の団体である社団法人軽金属学会の目的と相通ずる面も多く、当財団単独では成し難い表彰、国際会議の助成等を、当財団の間接経費を極力抑えながら内容を充実させた形で実施している後援事業もある。なお、学会では成し難い学際・業際的な問題は、当財団の「軽金属フォーラム」事業の中で取り上げ、研究者を鼓舞することも忘れてはいない。学会との協力が重複の無駄を省いて、しかも事業の成果を上げてきたように、半世紀に近い経験と知恵を生かして、現事業の安定継続を心がけ、この長い不況を乗り切りたいものである。

生命科学の発展を願って

財団法人 興和生命科学振興財団
事務局長 林 欣吾

興和生命科学振興財団は、興和グループの医薬事業開始40周年記念事業の一環として、1987年に興和株式会社により設立された。事業目的は、人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の研究に関する助成を行い、学術の進展と福祉の向上に寄与することであり、文部科学省から特定公益増進法人の許可を受けている。三輪隆康（興和(株)会長）が理事長を務めている。

当財団の事業は、①研究助成、②国際交流助成、③研究会・研修会等援助、の3つの柱から成る。

主たる事業である「研究助成」では、満40歳以下の若手研究者を対象に、①生命科学における生理活性物質およびその臨床に関する研究、②生命科学における光技術の応用、の2つのテーマで広く応募を募り、助成を行っている。応募は年々増加し、設立以来計1,087件の申し込みがあり、これに対し助成件数は227件、総額2億3,720万円にのぼる研究助成を行うことができた。この研究助成を中心に、生命科学の研究のため国際交流を行う研究者への渡航費や滞在費の助成、生命科学の研究会・研修会への援助など、各種助成・援助を合わせた総額は3億2,260万円となっている。

この21世紀は、ライフサイエンスの時代といわれている。世界の先進各国では、生命科学への取り組みが国を挙げての最優先課題となっており、国際競争も誠に熾烈である。日本としても独自の基礎研究と技術開発の進展が望まれているところである。それだけに助成財団に対する社会からの要請も高度化、多様化している。当財団は、これまで積み重ねてきた経験と実績を糧に、積極的かつ着実に事業を推進し、微力ながら、今後とも永く社会からの期待に沿った活動を展開していきたいと願っている。

高校生のための野依先生講演会

財団法人 三菱財団
常務理事 石崎 登

三菱財団は、1969（昭和44）年9月、三菱創業100周年の記念事業として設立された。以来、一貫して先端・開拓的な学術研究ならびに社会福祉事業への助成を続けており、これまで助成をお受けいただいた方々のなかには、今年度のノーベル物理学賞を受賞された小柴昌俊先生など、その業績が国内外で高く評価されている先生方が多数おられる。

21世紀最初のノーベル化学賞は、野依良治先生（名古屋大学大学院理学研究科教授）が受賞されたが、野依先生には、かつて三菱財団の助成金をお受けいただき、また、現在は自然科学部門の選考委員をお務めいただいている。当財団とご関係が深い先生の栄えあるご受賞を記念して、去る1月11日（土）に、東京・有楽町の朝日ホールにおいて、21世紀の主役になる現在の高校生を対象に、講演会「憧れと感動、そして志」を開催した。

野依先生は、子どもの頃に化学式の六角形の美しさに魅せられたことがきっかけとなって、化学分野に進まれ研究に取り組み始めた。そして、有機化合物を合成するときに大きな問題となっていた、物を鏡に映したときに見られる対称的な分子の一方だけを合成する方法を確立され、この業績がノーベル化学賞につながった。野依先生が考えられた合成法とはどのようなものか、



高校生たちに熱を込めて語りかける
野依良治先生

また、どのような姿勢と情熱で研究に取り組んでこられたのかを、聴衆の高校生たちに熱を込めて語られた。

続く第2部は、パネルディスカッションで、野依先生のほか、宇宙科学、脳科学、遺伝学、ロボット工学の分野で世界的にも大きな業績を上げておられる下記4人の先生方に加わっていたが、高校生の頃なにを考えていたか、また現在の研究の姿勢などをお話いただき、参加した高校生の疑問にも答えながら活発な意見交換が行われた。

講師の方々の教育への熱き思いと高邁なお話に加えて、約500名の参加高校生からは100名を超える質問が出るなど、参加高校生の真摯な姿勢がたいへん印象的で、講演会は好評裡に終了した。

高校生を対象とした講演会は初めての試みであったが、準備の段階から開催までに、高校、大学、化学・物理学会等の、多数の関係者のご支援・ご協力を賜わった。最後にこの場をお借りして、皆様方に改めて厚く御礼申し上げる次第である。

*出席者（敬称略）

佐藤勝彦
（東京大学理学研究科長、宇宙科学）

川人光男
（ATR人間情報科学研究所第3研究室室長、ロボット工学）

堀田凱樹
（国立遺伝学研究所所長、遺伝学）

司会：金澤一郎
（国立精神神経センター神経研究所所長）



会場を埋めた500人の高校生



I N F O R M A T I O N

ホームページ・リニューアル・オープン

前号でお知らせした助成財団センターのホームページのリニューアルは、予定より少し遅れましたが、3月3日にオープンしました。もうご覧いただけましたでしょうか。

センターがホームページを開設して3年の間に増えた情報や、目的の情報に若干たどり着きにくくなっていた部分を整理し、見たい情報がすばやく見られるようにメニューを常に表示させるなど、助成金を探している人にとって、情報が検索しやすい、見やすいホームページを、という原点に戻って改良を行いました。また、民間助成金ガイド（助成団体データベース、採択課題データベース）も、昨年調査した最新のデータに更新しました。

リニューアル後も、情報の充実や使いやすさを目指して改良をしていきたいと考えています。ぜひご意見、情報等をお寄せください。



I N F O R M A T I O N

編集モニター募集

2003年度より、『JFC VIEWS』・メールマガジン『JFC ニュース』（現在はセンター会員のみに配信）に読者の方々の“ナマ”の声を反映させ、今後の紙面作りの参考にしていきたいと考え、編集モニター制度を発足しました。

<応募資格>

- ①「JFC VIEWS」「JFCニュース」を毎号読んでいる方（センターの会員に限らせていただきます）
 - ②年4回（予定）の会議に出席可能な方
- ※地方の会員財団の方は、e-mailでの参加も可

③編集方針・紙面内容等について意見をいただける方

④年齢・資格・性別は問わず

※募集人数は5～6名、自薦・他薦どちらでも結構です。

<応募方法>

所属財団名、名前、応募の動機（2、3行で結構です）をご記入の上、FAXまたはe-mailで助成財団センター塩沢までお申し込みください。

FAX: 03-3350-1858

e-mail: jfcnews@jfc.or.jp

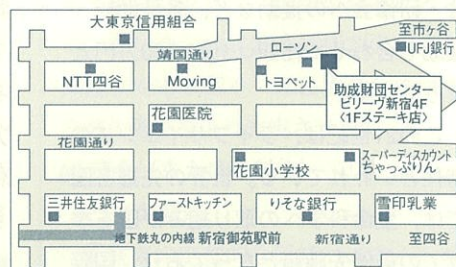
編集後記

評議員の帝塚山学院大学教授青柳潤一さん（元日本経済新聞社文化部編集委員）が、去る2月27日に逝去された。

実は、青柳さんには評議員をもう1期お願いすることになり、事前に承諾書をいただくべく書類を大阪にお送りした。その数日後、大学からFaxが届いたが、それは承諾書ではなく青柳さんの訃報であった。青柳さんには「助成財団からの情報発信」のテーマで、2年連続してセミナーを開催していただいたが、マスコミ関係者では助成財団の最高の理解者であった。

現在、政府において公益法人制度の抜本的改革が進められており、財団法人制度の存続すら否定されかねない状況にある。『助成財団の活動は、いろいろな形で重要な役割を果たしているが、それがいかに重要であるかという認識が、一般社会だけでなくまだマスメディアに乏しいというのも現実である。財団界全体でそういう広報活動をしてこなかったことにも、1つの原因があると思う』——これは、昨年開催した広報セミナーでの青柳さんのご指摘である。青柳さんのご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、この言葉を肝に銘じて、当センターの仕事をしていきたいと思う。

（熊谷康夫）



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

JFC Views No.43 April 2003

編集・発行 財団法人助成財団センター

発行日 2003年4月20日

発行人 堀内生太郎

編集人 熊谷康夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp

JFC VIEWS 創造と共生の社会をめざして